

令和5年3月24日

第33回村上市農業委員会会議録

第33回村上市農業委員会定例会を令和5年3月24日午後2時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
8番	遠山久夫	9番	本間サヨ子
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	齋藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

7番	佐藤昌夫	10番	稲葉浩之
----	------	-----	------

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第5条の規定による許可処分取消申請書について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第5号 別段面積の廃止について

議案第6号 職員の任免について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	八藤後茂樹
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介

1. 午後2時00分

八藤後局長

皆さん、ごめんください。定刻1分前ですが、予定されている方皆さん、ご出席ですので、ただいまより第33回村上市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の合同会議であります。

それでは、本日の欠席委員をご報告いたします。本日の欠席委員は2名です。議席番号7番、佐藤昌夫委員、議席番号10番、稲葉浩之委員から欠席のご連絡をいただいております。よって、出席委員は18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の方々からもご出席をいただいております。推進委員の方の欠席は5名です。番号2番、近藤和明推進委員、番号3番、齋藤裕助推進委員、番号5番、中村淳推進委員、番号9番、東海林善雄推進委員、番号14番、本間俊樹推進委員から欠席のご連絡をいただいております。よって、最適化推進委員の出席者は14名です。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶(略)

八藤後局長

ありがとうございました。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

議長(石山会長)

それでは、最初に議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

議長(石山会長)

異議なしと認め、第33回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には議席番号12番、加藤委員、議席番号13番、齋藤委員のお二方をお願いいたします。

(両委員了承)

議長(石山会長)

日程4の報告。報告第1号 農地法第5条の規定による許可処分取消申請書について事務局より報告してください。

中村次長

報告第1号 農地法第5条の規定による許可処分取消申請書について報告いたします。

1ページを御覧いただきたいと思います。番号1、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、土地につきましては2筆、48平米、転用目的が駐車場敷地、契約は売買となっております。許可番号は、令和3年11月26日、村農委第1043号となっております。備考としましては、譲渡人と譲受

人とが売買契約を取りやめたためとなっております。

報告は以上でございます。

議長（石山会長）

今ほどの報告についてご質問等があれば伺いますが、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

それでは、報告は以上といたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

小田副参事

農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。2ページからになります。

今月は、使用貸借1件、贈与が1件、売買の案件が2件、合わせて4件でございます。

それでは、使用貸借案件からご説明いたします。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田19筆、畑9筆、合わせまして28筆で33,555平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、こちら農業者年金、経営移譲年金受給のため、親子間で使用貸借を再設定するものでございます。

続きまして、番号2番、贈与案件でございます。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積2,677平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。こちらは、現在耕作をされている〇〇さんへ譲渡人が贈与としたいものでございます。

番号3番から売買の案件でございます。番号3番、3ページになります。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑5筆、地積1,187平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。こちら譲渡人が高齢で管理できないことから、集落の〇〇さんへ買ってもらい、管理してもらおうというお話であります。

めくっていただきまして、番号4番になります。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積1,039平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価〇〇〇〇円、10アール当たりも〇〇〇〇円でございます。こちら譲渡人の〇〇さんの旦那さんがお亡くなりになりまして、遠くの農地を管理しにくいとため、〇〇さんへ売買するものでございます。

場所の説明をいたします。5ページ御覧ください。ページの右側に下新保集落と館腰保育園がございます。ページ左側に日本海沿岸東北自動車道が走っており、下新保集落左側に1筆とページ左下側に2筆太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号2番の位置図でございます。

続いて、6ページです。こちら緑町付近でございます。ページの右下方面に村上総合病院がございます。国道345号がページ中央、瀬波方面へ走っております。左下側でございますのが村上

中央自動車学校でございます。ページ中央の緑町地内、太く囲った5筆でございます。こちらが議案第1号、番号3番の位置図でございます。

続きまして、7ページ御覧ください。ページ左上に朝日地区のあけぼの団地がございます。あけぼの団地の右側のページ中央に日本海沿岸東北自動車道が走っており、そのやや右側に太く囲った場所がございます。こちら議案第1号、番号4番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。説明した4件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（石山会長）

今ほどの説明した議案第1号につき、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、議案第1号につき許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

中村次長

議案第2号 事業計画変更承認申請について説明いたします。

8ページを御覧いただきたいと思います。番号1、当初計画者、〇〇〇〇でございます。土地につきましては3筆、1万7,885平米、移転内容といたしましては転用期間の変更でございます。変更目的、内容といたしましては、申請地は令和3年10月18日付村農委第1036号により農地法5条の許可を得ましたが、砂利販売計画が当初より遅くなったため、転用期間の変更をするものでございます。転用期間、当初が令和3年10月18日から令和5年4月15日、変更後といたしましては令和3年10月18日から令和6年10月15日となっております。

続きまして、位置の説明をいたします。右側の9ページ御覧いただきたいと思います。真ん中上段のところに鳥屋集落がございます。図面には入っておりませんが、集落の上方向に1級河川荒川がございます。また、右方向へ進むと、国道7号があります。集落の右側、太線で囲まれております3筆が今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

議長（石山会長）

それでは、事業計画変更承認申請についての現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

推進委員1番、江端委員。

江端推進委員（1番）

最適化推進委員の江端です。鳥屋地内の事業計画変更承認申請について現地調査を実施いたしましたので、ご報告いたします。

3月8日水曜日、午前9時に荒川支所に農業委員3名、最適化推進委員3名、事務局より中村次長、荒川支所産業建設課から津野主査が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後、鳥屋の現地へ移動し、〇〇〇〇、〇〇さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。このたびの申請は、一昨年令和3年10月18日に転用許可を受けた案件であり、当初計画では今年4月15日に完了する予定でありました。しかし、当初計画していた砂利の販売が予定より遅くなったため、このほど砂利採取の期間を1年半延長し、完了を令和6年10月15日まで延長するものであります。また、先月の2月にも一時転用の申請があったことから、この箇所も含めて販売は大丈夫なのか確認したところ、現在の販売計画では稼働している他の申請箇所も含め、需要が見込めるとのことでありました。

以上より、当地域ではこのたびの事業計画変更承認申請については、許可すべきものとの意見になりました。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（石山会長）

それでは、議案第2号につき、質疑に入ります。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

しばらくありませんので、議案第2号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第2号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明を願います。

中村次長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

10ページ御覧いただきたいと思っております。この案件は、報告第1号で許可処分の取消し申請を行

った場所になります。番号1、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇〇、土地につきましては2筆、48平米、転用目的は駐車場敷地、契約は賃貸借、1年当たり〇〇〇〇〇円でございます。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者はこのたび居宅介護支援事業所を隣接地に開設し、従業員用の駐車場が必要となったため、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものがございます。なお、申請地は500メートル以内に2以上の公共施設等があり、上・下水道管が埋設された道路の沿道の区域に位置する農地です。駐車場5台、全体計画といたしましては131平米となっております。

続きまして、位置の説明をいたします。右側、11ページ御覧ください。図面右側を縦方向に通っているのがJR羽越本線でございます。図面左側中段に荒川支所、荒川地区公民館がございます。図面中段、中央よりやや左側に小さいですが、太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

議長（石山会長）

それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、報告をお願いいたします。

推進委員4番、高橋委員。

高橋推進委員（4番）

推進委員4番、高橋です。羽ヶ榎地区内の5条申請の現地調査に行ってきたまして、鳥屋地内の事業計画変更申請の現地調査と同時期に調査を行いましたので、ご報告いたします。

この案件は、先ほど報告第1号、農地法第5条の許可処分の取消し申請の報告を受けた箇所をこのたび転用申請するものであります。現地では、申請者である〇〇〇〇の〇〇〇〇さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、現在〇〇〇〇地内において介護事業を行っており、このたび3月1日から申請地の向かいに新たに事業所を開設したとのことです。しかし、この事業所には駐車場が1台分しかなく、従業員の車を止めるスペースがないことから、付近に土地を探していたところ、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものであります。

この土地に隣接する農地はなく、また汚水等の発生する施設も計画していないことから、転用による周囲への影響はないと確認しております。

また、本申請における事業実施の実施性を確認するため、追加資料として土地の賃貸借契約書の提出を求め、内容を確認したところ、利用開始時期の記載や維持管理の経費負担についても明記されており、現実性においても問題ないと判断いたしました。

以上のことから、このたびの転用申請については、許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

議長（石山会長）

今ほどの議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(なしの声あり)

議長 (石山会長)

ないようでありますので、議案第3号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 (石山会長)

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

小田副参事

それでは、12ページ御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借の案件が8件、賃貸借の設定が170件、売買が6件、合わせまして184件でございます。

それでは、使用貸借からでございます。番号1番、〇〇〇〇相続人代表者、〇〇〇〇外1名、借人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、面積は407平米、期間は10年間、再設定となります。以降、番号8番までが使用貸借の案件でございます。

それと、番号8番の借人のほうですが、〇〇〇〇さん、村上市での耕作面積は51,000平米ほどですが、関川村のほうで29町歩ほど、また耕作をされている方でございます。

めくっていただきまして、14ページ御覧ください。番号9番からが賃貸借の設定でございます。番号9番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、畑2筆、面積1,220平米、期間は5年間、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇円、再設定となります。

以降、57ページの178番までが賃貸借権の設定案件でございます。

それと、42ページのほうを御覧いただきたいのですが、42ページの番号は123番、貸人が〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇さんの改良区費ですが、こちら「貸人負担」となっておりますが、〇〇〇〇さんのほうに確認したところ、「借人負担」へ修正願いたいということでしたので、こちら「借人負担」のほうへ修正をお願いいたします。

では、57ページの178番までが賃貸借権の設定でございます。

続いて、番号179番、57ページでございます。179番からが売買の案件でございます。179番と180番の売買につきましては、関連がございます。179番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、157平米、利用権等の種別、所有権の移転(売買)、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号180番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、同じく〇〇〇〇、地目、田1筆、面積4,090平

米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。179番と180番につきましては、あっせん案件で中村淳推進委員に買人を、譲受人を探していただいた案件でございます。

続きまして、番号181番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、面積が4,994平米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

ページめくっていただきまして、番号182番を御覧ください。182番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、畑1筆、合わせまして2,112平米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号183番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑2筆、面積は451平米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

右側の59ページ、184番を御覧ください。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田2筆、面積998平米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり、同じく〇〇〇〇円でございます。

場所の説明をいたします。ページめくっていただきまして、60ページ御覧ください。番号179番と180番、一緒に説明いたします。こちら村上地区、山辺里地区の下山田集落でございます。左側に向かいますと国道7号がございます。南側へ向かいますと、日下集落でございます。その下山田集落の左側になります2筆ほど残っている場所がございます。こちらが議案第4号、番号179番及び180番の位置図でございます。

続きまして、61ページ御覧ください。ページの右下に見えますのが荒川地区の鳥屋集落でございます。ページの上に向かいますと、1級下線荒川が流れてございます。集落の西側、1筆太く囲ってある場所が議案第4号、番号181番の位置図でございます。

ページめくっていただきまして、62ページになります。ページ中央、南北に国道345号が走っております。左手に塩谷集落及び平林小学校がございます。右に向かいますと、福田集落でございます。国道345号の左側、塩谷集落の南側に囲んだ1筆と、ページ中央やや上側に小さく囲んだ場所がございます。こちらが議案第4号、番号182番の位置図でございます。

続きまして、63ページになります。こちら古渡路地内でございます。ページやや左側に国道7号が走っております。県道高根村上線が東西に走っており、ちょうど交差している箇所でございます。ページ左側の古渡路集落内に1筆、小さく囲んでございます場所と、ページ右側のあけぼの団地の南側に1筆太く囲った場所がございます。こちらが議案第4号、番号183番の位置図でございます。

ページをまためくっていただきまして、番号184番になりまして、こちらが山北地区でございま



す。ページの右側に北中集落、北黒川集落がございます。国道7号がちょうどカーブしているところがございます。北中集落のやや左側、2筆囲った場所がございます。こちらが議案第4号、番号184番の位置図でございます。

以上で位置図の説明を終わります。説明した案件につきまして、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長（石山会長）

それでは最初に、番号4番、115番について審議をいたします。議席番号2番、板垣委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（2番 板垣委員退席）

議長（石山会長）

それでは、番号4番、115番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、番号4番、115番につき、承認することに決定いたしました。

（2番 板垣委員着席）

議長（石山会長）

板垣委員、番号5番、115番、承認することに決定いたしました。

続いて、番号5番、143番につき審議をいたします。議席番号4番、本間委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（4番 本間委員退席）

議長（石山会長）

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、番号5番、143番、承認することに決定いたしました。

（4番 本間委員着席）

議長（石山会長）

本間委員、番号5番、143番、承認することに決定いたしました。

次に、番号131番につき審議をいたします。議席番号8番、遠山委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（8番 遠山委員退席）

議長（石山会長）

番号131番につき、ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、番号131番、承認することに決定いたしました。

（8番 遠山委員着席）

議長（石山会長）

遠山委員、番号131番、承認することに決定いたしました。

次に、番号140番につき審議をいたします。議席番号17番、大倉委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（17番 大倉委員退席）

議長（石山会長）

番号140番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、番号140番、承認することに決定いたしました。

（17番 大倉委員着席）

議長（石山会長）

大倉委員、番号140番、承認することに決定いたしました。

今ほど承認をいただいた案件を除き、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、議案第4号、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 (石山会長)

異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号 別段面積の廃止について議題いたします。

事務局、説明してください。

小田副参事

それでは、65ページお願いいたします。議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の廃止についてでございます。こちら縦書きの議案第5号別紙1という資料をご用意させていただきましたので、こちらのほうも御覧ください。

65ページ、農地法第3条第2項第5号については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により削除されるため、農地法施行規則第17条第1項による区域及び第2項による区域を廃止するという事で議案を上程させていただきました。こちら第17条の第1項というのは右上に別紙1についております旧市町村ごとに決定をしている面積でございますし、及び17条第2項というのがこの裏面に1筆ごとに指定された区域でございます。こちらを今回廃止するものでございます。

こちら先日の定例会及び先日開催されました農地利用最適化推進委員の会議におきましても事前に説明をさせていただきました。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により、農地法の一部が改正されます。こちらは令和5年の4月1日から施行されます。改正のポイントにつきましては、農業従事者の減少が加速する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するために農地法関連が改正されました。そこで、主な内容としましては、農業経営基盤強化促進法の改正では認定農業者や新規就農者に対する支援が講じられておりますが、これと併せて農地法の一部改正が行われまして、多様な人材確保、育成を後押しする施策として、これまで規定されていた農地の権利取得、所有権、賃貸借権等に求めておりました下限面積要件が撤廃されます。

ただし、その後、この要件については引き続き継続になります。その農地法の改正に伴いまして、この17条1項、2項で別段面積を設定して公示している農業委員会は、農地の権利取得の予定者に誤解を招かないよう、改正法の施行までに当該工事を廃止するよう、手続を行うことの通知がございまして、今回別段面積の廃止について議案の上程をさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

議長 (石山会長)

質疑に入ります。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

8番、遠山委員。

遠山委員（8番）

8番、遠山です。この別段面積の法改正によって、これの広報の予定といたしますか、計画はどのように変わらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

小田副参事

特段大きく市報でお知らせするとか、そこまでのことは考えてはいなかったのですが、ホームページに掲載やこれから発行されます農業委員会だより、そちらのほうで広報していきたいなどは思っております。

議長（石山会長）

遠山委員、よろしいですか。

大野委員。

大野委員（18番）

18番、広報部会、大野です。この会の前に広報部会を開催しまして、次回の広報紙の発行についてちょっと協議したのですが、今の法改正等につきまして、広報紙のほうでどのように取り扱おうか、掲載しようかといったことについて協議しまして、紹介の仕方を十分協議した上で、広報紙のほうにも掲載する方向で考えておりますが、今回の広報紙の発行は農業委員、最適化推進委員の改選もありますので、発行の時期を例年7月15日だったんですが、今回はぎりぎり間に合う時期ということで9月15日の発行とすることで協議したんですが、掲載するとすれば、その後の広報紙に掲載するということになるかと思えます。また、これについては、前回会長さんともお話しさせてもらったのですが、他の農業委員会さんのほうもそういった内容についてどのように皆さんにお知らせするかといったようなこともちょっと参考にさせてもらいながら、どのような形で広報に掲載するかというのは今後協議させていただきたいと思っておりますので、また皆さんのほうにご相談することもあるかもしれませんが、その際はよろしくお願いたします。

以上です。

議長（石山会長）

ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第5号 別段面積の廃止については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 職員の任免について議題といたします。

事務局、説明を願います。

八藤後局長

本日お手元にお配りしました議案第6号 職員の任免についてというA4横の議案書を御覧いただきたいと思います。

議案第6号 職員の任免について。下記職員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき委員会の同意を求めるということで、先般3月22日に職員の人事異動の内示がございました。それに基づきまして、今回議案第6号を提出させていただいております。

では、説明いたします。1、免ずる職員、局長、八藤後茂樹、令和5年3月31日、定年による退職でございます。主任、伊藤歩、令和5年4月1日付、異動先は本庁の福祉課となっております。

次に、2、任命する職員、局長、高橋雄大、令和5年4月1日付、神林支所産業建設課からです。続きまして、副参事、近藤和久、令和5年4月1日付、朝日支所産業建設課からです。続きまして、主査、天井美紀、令和5年4月1日付、本庁市民課から参ります。これにより、任命する職員が3名ですので、事務局の体制、1名増となります。

続きまして、3、兼務を解く職員、課長補佐、国井敏文、令和5年4月1日付、荒川支所産業建設課。課長補佐、森山治人、令和5年4月1日付、山北支所産業建設課。副参事、現在朝日支所の係長でございますが、4月1日付で副参事に昇任いたします近藤和久、令和5年4月1日付、朝日支所。主査、星梓、令和5年4月1日付、農林水産課。

次に、4、兼務を命ずる職員、課長補佐、富樫明宏、令和5年4月1日付、山北支所産業建設課。係長、玉木友和、令和5年4月1日付、荒川支所産業建設課。係長、佐藤邦夫、令和5年4月1日付、朝日支所産業建設課。主事、朝妻慧斗、令和5年4月1日付、農林水産課。

以上でございます。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（石山会長）

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

議長（石山会長）

ないようでありますので、議案第6号 職員の任免について承認をすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第6号 職員の任免については承認することに決定いたしました。

議案としてその他について、皆様方から。

(発言する者なし)

議長（石山会長）

事務局、何かありますか。

どうぞ。

中村次長

申し訳ございません。2月議案の中で譲受人、〇〇〇〇の件でございます。私のほうで譲受人の〇〇〇〇の住所についてでございますが、代表理事の自宅の住所を私ちょっと載せておりました、「〇〇〇〇」と。実際は法人のものですから、事務所の所在、「〇〇〇〇」ということで、申し訳ございませんけれども、訂正させていただきたいと思います。口頭で申し訳ございませんけれども、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（石山会長）

事務局、ほかにありますか。

(発言する者なし)

議長（石山会長）

ないようであれば、議案審議については以上といたし、3時まで暫時休憩に入ります。

休憩 午後2時45分～午後3時00分

・協議、連絡事項ほか

時に午後4時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和5年3月24日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員